

# 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針

令和8年1月9日  
個人情報保護委員会

## 第1 検討の経緯

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」又は「法」という。）のいわゆる3年ごと見直しについては、令和5年11月から検討を進めてきた。

令和7年3月には「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（以下単に「考え方」という。）を公表し、この「考え方」に対して寄せられた意見について、同月及び同年4月に取りまとめ、公表した。

また、政府全体の動きとして、令和6年12月にデジタル行政財政改革会議の下に設置されたデータ利活用制度・システム検討会において行われてきたデータ利活用に係る制度等の検討等を踏まえ、令和7年6月に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日閣議決定）」及び関連する各種政府決定<sup>(注1)</sup>がとりまとめられ、当委員会が提案していた「個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指すこと」とされた。

本文書は、このような状況を踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、当委員会として関係者との議論を深め、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に制度改正方針を取りまとめたものである。

注1：関係する政府決定等については参考2参照。

## 第2 制度改正の方針

これまでの検討においては、本人の権利利益への影響の有無や個人情報取扱事業者におけるガバナンスの在り方といった、個人情報保護法の基本的な在り方に立ち返った上で、「考え方」において、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の三つに制度的論点を整理し、ステークホルダーとの議論を継続してきたところである。その状況を踏まえ、以下の四つの柱を個人情報保護法の改正案として、その具体化に向けた検討を加速することとする。

なお、下記1から4までは、個人情報取扱事業者等に係る規律を念頭に置いた改正方針であるが、行政機関等に係る規律にも改正の趣旨が妥当する項目（※を付した項目）については、当該趣旨に即して規律の整備を行う。

### 1 適正なデータ利活用の推進

本人の権利利益への影響の有無という観点から、本人関与の在り方を再整理し、これにより、個人の信頼を確保した上での適正なデータ利活用の実現につなげることで、政府全体として検討しているデータ利活用に係る制度等の検討とも整合した形とする。

- 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成<sup>(注2)</sup>にのみ利用されることが担保されていること等を条件<sup>(注3)</sup>に、本人同意を不要とする※。

注2：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注3：個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものに限定することを想定。

- その他、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、
  - ・ 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。
  - ・ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。
  - ・ 学術研究に係る例外規定の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。

## 2 リスクに適切に対応した規律

個人データ等の取扱いの態様の変化により、個人の権利利益に対するリスクも変化していることから、これに応じて規律を整備する。

- 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける※。
- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。
- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う（見直しの具体的な内容は別添の第1に記載のとおり。）※。
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する※。

## 3 不適正利用等の防止

個人データ等が犯罪行為等の不適正な利用形態で用いられることによる個人の権利利益侵害のリスクが高まっていることから、これに応じて規律を整備する。

- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報等について、不適正利用及び不正取得を禁止する※。
- オプトアウト制度に基づく第三者提供時の提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。

## 4 規律遵守の実効性確保のための規律

個人データ等が不適切に取り扱われた場合において事後的にこれを是正する措置を充実するとともに、将来起こり得る不適切な取扱いを抑止するための仕組みを整備する。

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。
- 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。

- 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける※。
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする（課徴金制度のより具体的な内容は別添の第2に記載のとおり。）。（注4）

注4：課徴金制度については、対象とする違反行為を下記に限定することとする。

- ・ 法第19条への違反行為（不適正利用）のうち、具体的に明記された類型
- ・ 法第20条第1項への違反行為（不正取得）
- ・ 法第27条第1項への違反行為（違法な第三者提供）
- ・ 統計作成等の特例に係る義務への違反行為（目的外の利用、第三者提供）

## 5 その他

上記1から4までのほか、以下の項目について、引き続き検討を続けていくこととする。

### （1）漏えい等報告の合理化

漏えい等報告については、「考え方」第3の5における整理のとおり、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提とした合理化の方策等について、検討を進めていく。

なお、漏えい等報告の対象となる事態のうち、大量の個人データの漏えい等や不正の目的をもって行われたおそれがある行為による漏えい等の中にはサイバー攻撃に起因するものが多く見られるところである。これらについて、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「サイバー対処能力強化法」という。）に基づくインシデント報告の義務化の議論において、報告義務を負う事業者側の負担への配慮の必要性が指摘されたことを踏まえ、報告様式及び報告窓口の一元化に向けた調整を進めていく。加えて、報告基準についてもその発生の「おそれ」がある場合が広く対象とされるものから見直し、個人の権利利益に対するリスクの程度を十分に踏まえ、サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の基準とも整合性があるものとなるように整理を進める。

### （2）本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携

「考え方」において、既存の適格消費者団体の活用を念頭に、団体による差止請求制度・被害回復制度の導入について提言を行ったところであるが、関係するステークホルダーとの相互の協力関係等の状況、「個人の権利利益を保護すること」を目的とする個人情報保護法と消費者団体訴訟制度との関係の整理等の課題があることを踏まえ、今回の見直しにおいては制度的な導入については見送ることとする。

今後、より実効性ある形で個人の権利利益の保護を実現していくために、権利利益の主体である個人と義務の主体である個人情報取扱事業者（企業）との間のコミュニケーションの充実が図られることが重要であり、適格消費者団体をはじめとする団体が個人情報の取扱いに関する個人の声の受け手となれるような環境の醸成が必要である。当委員会に設置されている個人情報保護法相談ダイヤルについてもその対応を充実させること等により、個人情報取扱事業者の個

人情報の取扱いの実情をより具体的に把握し、これをもとに関係するステークホルダーとの連携を充実させていく必要がある。

### 第3 今後の進め方等

個人情報保護法の改正案については、国会への早期提出を目指し、上記第2に記載の方針に基づき、法制面の検討を行うとともに、関係者との調整を継続的に行っていくこととする。なお、調整に当たっては、その対象を法改正事項に限定することなく、制度の全体像を見据えた形で議論を継続しながら、法改正の案をまとめることとする。

また、内閣官房（デジタル行政改革会議）において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備についても、個人情報保護法の改正とも整合したものとなるよう、調整することとする。

以上

## 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の方針（詳細）について

本方針第2に記載の項目のうち、データ処理等の委託を受けた事業者に係る規律及び課徴金制度について、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」公表以降の検討を踏まえた具体的な内容は以下のとおりである。

### 第1 データ処理等の委託を受けた事業者に係る規律

#### (1) 現行制度と課題

現行規定では、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託元は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（法第25条）。具体的には、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要がある（①適切な委託先の選定、②委託契約の締結、③委託先における個人データ取扱状況の把握）。

しかしながら、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大しており、更に、委託元による委託先の監督等が十分に機能せず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じている。

一方で、個人データ等の取扱いの委託の中には、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケースも存在する。

これらを踏まえ、委託の実態に合わせた規律を整備することとする。

#### (2) 制度的考え方

具体的には、まず、取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課すこととする。ただし、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとする。委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行う。

他方、委託先自らは取扱いの方法を決定しないケース<sup>(注1)</sup>においては、委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等<sup>(注2)</sup>について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第4章の各義務規定の適用を原則として<sup>(注3)</sup>免除することとする。

注1：委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合（委託先がデータ入力作業を委託され、委託元の指示に従って機械的に入力作業を行う場合等）。

注2：漏えい等が生じたことを知ったときに委託先が委託元に対して速やかにその旨を報告すること等を想定しているが、その他の具体的な内容は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

注3：取扱い方法を決定する権限の存在を前提としない規定（委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び安全管理に係る義務）のみ適用する。

## 第2 課徴金制度

大量の個人情報を収集し、その悪質な利用や提供を通じ、相当の経済的利益を獲得する事業者に対しては、命令や刑事罰では抑止力に限界がある。そこで、こうした事業者に対する十分な抑止力を持つことを目的として制度を構成することとする。

### (1) 対象行為

上記の趣旨を踏まえ、以下の行為又は当該行為をやめることの対価として金銭等を得たときを課徴金納付命令の対象とする。

- ① 個人情報の提供であって、当該個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの
- ② 第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの
- ③ 法第20条第1項の規定に違反して、偽りその他不正の手段により個人情報を取得し、当該個人情報を利用する行為
- ④ 法第27条第1項の規定に違反して、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供する行為
- ⑤ 統計作成等の特例に基づき取得した個人情報を、当該特例に係る義務に反して目的外に取り扱う行為又は第三者に提供する行為等

### (2) 対象行為以外の制度概要

(1)の対象行為に該当することに加え、以下に該当する場合に限り、課徴金納付命令の対象となる。その場合において、課徴金額は、対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額とする。

- 当該個人情報取扱事業者が、当該対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合でないこと。(相当の注意(主観的要素))
- 当該対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1,000人を超えること。(大規模事案であること)
- 個人の権利利益を害する程度が大きくない場合に該当しないこと。(権利利益侵害があること)

その他、所要の規律を置くこととする。

以上

## 参考1 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討経緯

### 令和5年

- 9～10月 「改正個人情報保護法の施行状況について」公表
- 11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
- 11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

### 令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
- 4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施
- 6月27日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表（～7月29日まで意見募集実施）
- 9月4日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
- 12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告を実施
- 12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表  
※ 中間整理で掲げた検討事項のうち、課徴金制度及び団体による差止請求・被害回復制度について検討

### 令和7年

- 1月22日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表
- 2月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
- 2月19日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表
- 3月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」・「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要① 公表
- 4月16日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要② 公表
- 6月13日 「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」、「新しい資本主義のグラン

「デザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等閣議決定

12月24日 第12回デジタル行政財政改革会議（議事：1. デジタル行政財政改革の今後の取組方針について 2. 意見交換）開催

## 参考2 関係する政府方針等

### ●経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

#### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

##### 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

###### (2) DXの推進

###### (デジタル行財政改革)

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとAIの好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

### ●規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

#### 3. 投資大国

##### (1) 健康・医療・介護

###### 2 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ 個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不斷に見直す必要があることを踏まえ、以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。

・同法における、①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。

・同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。

## ●デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

### 第2 重点政策一覧

#### ○[No.2-8] 個人情報保護法の見直し等

- ・情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- ・また、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

具体的な目標：

- ・同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- ・「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催を通じて、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等を的確に把握する。

### 第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

#### 3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

##### （4）信頼性の高いデジタル空間の構築

###### ④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

- ・・・データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。

- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

## ●人工知能基本計画～「信頼できるAI」による「日本再起」～（令和7年12月23日閣議決定）

### 第3章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 第1節 AI利活用の加速的推進

##### 【具体的な取組】

（4）更なるAI利活用に向けた仕組みづくり

④ 統計作成等であると整理できるAI開発等の円滑化に資する本人同意の在り方や規律遵守の実効性確保等について検討し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）改正案の早期の国会提出を目指す。【個人情報保護委員会】

※このほか、下記においても記述あり。

- ・統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）